

レイサム アンド ワトキンス  
輸出規制・経済制裁・関税プラクティスグループ

2017年8月2日 | 第2211号

## 米国によるロシア・イラン・北朝鮮に対する経済制裁拡大の10のポイント

[Click here to view the \[English\]/\[Russian\] version](#)

トランプ大統領、ロシア関連の制裁緩和に議会の審査を義務付ける「経済制裁を通じた米国の敵対者への対抗措置法」に署名

2017年8月2日（水）、トランプ大統領は、経済制裁を通じた米国の敵対者への対抗措置法（以下「本法」といいます。）に署名しました。本法は、米国の対ロシア経済制裁措置を著しく拡大して法制化するとともに、既に包括的なものとなっているイラン及び北朝鮮への経済制裁にさらなる数種の措置を追加するものとなります。本法はその前週に、米連邦議会を下院にて419対3、上院にて98対2の賛成多数で通過しました。

本法では、オバマ前大統領が大統領令を通じて導入したロシア関連の制裁措置の多くが法制化され、その結果、トランプ大統領がロシアに関連する経済制裁を緩和するには事前の議会の承認を得なければならなくなった点が特に重要となります。ロシアのウラジミール・プーチン大統領は、本法に対する報復制裁を科す意図があることを発表しており、報道によると、ロシア外務省はロシアに駐在する米国の外交官・スタッフの6割以上を削減し、またロシア国内の2つの米国施設の使用中止を命じたとのことです。

以下、本法にまつわる10のポイントをご説明します。

### ロシア関連制裁

1. **既存の制裁の法制化及び拡大。**本法により、オバマ大統領が発令した大統領令第13660号、第13661号、第13662号、第13685号、第13694号及び第13757号が法制化されました。これらの大統領令は、ウクライナのクリミア地域に対し実質的な禁輸措置を科すこと、サイバー攻撃の加害者に対し制裁を科すものとしたうえでロシア人及びウクライナ人（公務員やオリガルヒ（ロシア新興財閥）を含む）を個人レベルにて指定すること、並びに米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control（以下「OFAC」といいます。））の[Directive 1（第1指令）](#)、[Directive 2（第2指令）](#)、[Directive 3（第3指令）](#)及び[Directive 4（第4指令）](#)の制定を授権することなどを内容としています。

最初の3つのOFAC指令は米国民による(i) 指定を受けたロシアの金融機関、(ii) エネルギー企業、(iii) 防衛関連会社との中長期の、新規貸付その他新規のデットの取引（及び一定の新規のエクイティの取引）を禁止するものです。[Directive 4](#)は米国民が、ロシア国内における非在来型の石油プロジェクトを支援する物資、ソフトウェア、技術及びサービスを提供することを禁止するものです。

本法は、これらの大統領令及び指令を拡大しています。

- 本法により米国財務長官には、ロシア経済の鉄道業、金属事業又は鉱業を営むロシア国内の国有企業に対し、OFAC指令の定める金融制裁を含む大統領令13662号に基づく経済制裁を科す権限が与えられます。本法以前は、対象となる事業が金融、エネルギー、防衛事業に限られていました。
  - 本法の制定後60日以内（およそ10月初頭まで）に、米国財務長官は、新規貸付けの禁止範囲を、現行の30日を超える貸付けから14日を超える貸付けに拡大するべく [Directive 1](#) を改正し、現行の90日を超える貸付けから60日を超える貸付けへと拡大するべく [Directive 2](#) を改正するよう義務付けられています。これら14日及び60日への変更は、指令の改正から60日後に発効することとされ、米国の当事者には、変更に対応するための猶予が与えられることとなります。注目すべきは、現行のOFACの解釈では（[OFAC FAQ # 419](#)を参照）、[Directive 1](#) 対象者への販売等の代金支払期間を30日超とすると「新規貸付」禁止の違反となるものであることから、[Directive 1](#) 対象者の代金支払期間は、2週間以下へと短縮することが必要となる点です。[Directive 2](#) 対象者についても同様、支払期間を60日間まで短縮することが必要となります。
    - なお、本法は、その制定後180日以内に、米国財務長官が「公的債務やデリバティブ商品を幅広く含むよう、[Directive 1](#) に基づく経済制裁を拡大した場合の影響について詳細に記した」報告を、米国議会に提出することも要求しています。
  - 本法制定後90日以内（およそ11月初頭まで）に、米国民が、深海、北極海沖又はシェール層での石油の掘削又は生産に関連するロシア国内のプロジェクトに対して物資、サービス（金融サービスを除く）及び技術を提供することを禁止するのみならず、全世界でそのようなプロジェクトに対しての提供を禁止するべく米国財務長官は、[Directive 4](#) を改正するよう義務付けられています。注目すべきは、指令の拡大は、ロシア国外での非在来型の石油の掘削及び生産にも及ぶこととなる模様であるものの、「新規」の深海、北極海沖又はシェール層でのプロジェクトであり、[Directive 4](#) 対象者が「支配権を有する、又は33%を下回らない実質的な非支配的持分を有する」もののみに適用されることとなる点です。
    - この「新規」及び「実質的な非支配的持分」という語句は、改正条項の適用範囲についての、米国のエネルギー企業や欧州同盟国の懸念を緩和すべく、本法の上院版法案に対して下院にて追加されたものでした。この改正条項は、米国財務長官が[Directive 4](#) を改正した後、90日後に発効することとなります。
- 2. 大統領のロシア関連行為に対する議会による監督。** 注目すべきは本法のもと、米国によるロシア関連制裁を大統領が縮減、免除又は撤廃しようとした場合、米国議会が30日間の審査期間を有し、その間にかかる制裁の縮減等を議会が否決することができるものとした点です。本法の216条は、米国議会に、(i) 本法に基づく制裁の適用を終了させる行為、(ii) 特定国籍業者リスト（[Specially Designated Nationals and Blocked Persons list](#)（以下「[SDNリスト](#)」といいます。））又は部門別制裁対象者リスト（[List of Sectoral Sanctions Identifications](#)（[SSIリスト](#)））に加えられた当事者のような、一定の個人を対象とする制裁の適用を免除する行為、及び、(iii) 「ロシア連邦に関するアメリカ合衆国の外交政策を著しく変更する技術供与」を審査する権限を与えることとなります。
- 3. エネルギーパイプラインの二次制裁。** 本法は大統領に対し、(i) ロシアの輸出用エネルギーパイプラインの建設能力を直接かつ著しく高めることに寄与する1件百万米ドル以上（又は12ヶ月で5百万米ドル以上）の投資を、それと知りながら行う外国人、又は(ii) ロシア連邦に対して、エネルギーパイプラインの建設、近代化又は修理の維持・拡大を、直接かつ著しく促進する可能性のある、（1件百万米ドル以上又は12ヶ月間で総額5百万米ドル以上の価値を有する）物資、サービス、技術、情報又は援助の販売、賃貸借又は供与を、それと知りながら行う外国人を対象として、二次制裁（非米国人

に対する制裁)を科す権限を大統領に対して与えます。但し、当該制裁を科すことは義務ではありません。

- 本法は、大統領に対し、「アメリカ合衆国の同盟国と連携して」当該制裁を科すことを求めているものと見られます。この語句は、提案されているロシアからドイツへのノルド・ストリーム2天然ガスパイプラインのようなプロジェクトを踏まえ、欧州同盟国から提起された懸念に応じて、本法の下院版の法案に追加されたものです。
- 4. サイバーセキュリティにかかる制裁。**本法は大統領に対し、制定後60日以降、ロシア政府のために、個人（民主主義的機関を含む）または政府のサイバーセキュリティーを弱体化させる重大な活動に故意に携わっている個人に対し、二次制裁を含む資産凍結及び渡航制限を科すことを求めています。制裁発動を避けるため国家安全保障上の利益を考慮した免責を行うことは認められます。大統領が免責を行う場合には、ロシア政府により行われるサイバー侵入の頻度と程度を減少させるための重大な取り組みを、同政府自身が行っていることの証明を議会に提出しなければならないとされています。本法には、何が「サイバーセキュリティーを弱体化させる重大な活動」に該当するかの定義が示されており、それには著しく破壊的なマルウェアによる攻撃が含まれています。
  - 5. ロシア情報部及び防衛部門に関する活動を対象とした二次制裁、制裁回避者及び民営化。**本法は、大統領が下記に該当すると判断した者（非米国民を含む）に対して、二次制裁を科すことを求めています。
    - 「ロシア連邦軍参謀本部情報総局又はロシア連邦保安庁を含む、ロシア連邦政府の防衛又は情報部の構成員又はそのために活動している者」との重大な取引に、それと知りながら携わっている者。二次制裁は、本法制定から180日後に科せられるべきものとしています。本法は大統領に、「ロシア連邦政府の防衛又は情報部の構成員又はそのために活動している者を特定する」ためのガイダンス又は規則を本法制定後60日以内に発出するよう求めています。
    - ロシア政府により強制的に占拠された又は支配された地域において、深刻な人権侵害に責任を有する者、加担する者又は支援したことがある者。本法は、(i) 米国の制裁又は[2014年ウクライナ自由支援法 \(Ukraine Freedom Support Act of 2014\)](#) に、故意に重大な違反をした外国人、違反を試みた外国人又は自らの若しくは他者の違反につき共謀を行った外国人、及び(ii) 米国の制裁の対象者又は当該対象者の子、配偶者、親若しくは兄弟姉妹のために「欺瞞的取引又は仕組取引を含む、重大な取引を促進する」外国人に対しても制裁を科すことを求めています。
    - ロシア政府公務員又はその「側近」若しくは親族を「不当に利する方法で国有資産を民営化する」ロシア政府の能力に「直接かつ著しく」寄与する投資であって、1件10百万米ドル以上のもの（又は百万米ドルかそれ以上の複数回の投資で、12ヶ月間に合計金額が10百万米ドル以上となるもの）を、それと知りながら行う者又はそのような投資を促進する者。本法では、「投資」、「不当に利する」及び「側近」は定義されていません。
  - 6. 原油プロジェクト及び汚職を対象とした制裁。**本法は大統領に、「特別なロシアの原油プロジェクト」に「多額の投資」を、それと知りながら行っている外国人及びそのような投資を支援する外国金融機関に対し二次制裁を科すことを求めており、[2014年ウクライナ自由支援法](#)に基づく大統領の裁量を制限しています。ウクライナ自由支援法は、「多額の投資」という語句については定義をしていますが、「特別なロシアの原油プロジェクト」については、ロシアの深海（深さ500フィート（約150メートル）以上）、北極海沖又はシェール層における原油採掘プロジェクトと定義しています。但し、大統領は国益を考慮して免責を行い、当該二次制裁措置を回避することができます。
  - 本法は加えて、大統領に対し、ウクライナ、ロシアその他の地域において、重大な汚職に関与しているロシア政府公務員、側近又は親族に対して、二次制裁を科すことを求めており、[2014年ウクライ](#)

[ナの主権、統合、民主主義及び経済の安定に関する法律 \(Sovereignty, Integrity, Democracy, and Economic Stability of Ukraine Act of 2014\)](#) に基づく大統領の裁量を制限しています。

7. **シリア政府支援に関する制裁。** シリア政府に対し、同政府の高度な通常兵器、弾道ミサイル攻撃力、巡航ミサイル攻撃力、生物兵器、化学兵器及び核兵器並びに関連技術を、それと知りながら輸出若しくは譲渡し、又はその取得又は開発のため、重大な金融、物資又は技術支援を提供したと大統領が認める者に対して、大統領は資産凍結及び渡航制限を科すことが求められています。
8. **二次制裁とは。** 本法に規定されるいわゆる「二次制裁」は、非米国民を対象とするものです。二次制裁は、アメリカ合衆国の法的管轄を超えて当事者に適用することができるものとされており、米国が行う一次制裁（米国民に対して適用される）である罰金とは対照的に、実際は米国に関する利益提供の拒否という形式をとっています。
- 本法に照らして、大統領が選択することのできる二次制裁には下記が含まれます（一般的に、大統領は最大5つまで選択することができるものとされています。）。
  - 輸出入銀行による融資、支援の拒否
  - 米国の輸出不許可
  - 米国の金融機関が行う12ヶ月間での10百万米ドル超の貸付又は信用供与の禁止
  - 制裁対象者に対する米国外金融機関からの貸付を阻害するための米国政府の権限行使
  - 米国政府調達拒否
  - 米国の法的管轄内での外国為替取引の禁止
  - 米国の法的管轄内での金融機関同士、金融機関経由、金融機関による又は金融機関に対する、信用・支払いの移転の禁止
  - 外国金融機関について、(i) 連邦準備制度理事会及びニューヨーク連邦準備銀行によって指定された米国債のプライマリーディーラーの指定の喪失、及び、(ii) 米国政府の代理人権限又は米国政府資金の収納権限の取消
  - 制裁対象者の米国の法的管轄内に所在する財産に係る財産権に対する干渉（OFACのSDNリスト掲載者の資産凍結に類似した資産凍結）
  - 米国民による、被制裁対象者のエクイティ・デット証券への多額の投資の禁止
  - 制裁対象法人の役員（オフィサー）、支配株主又は実質的保有者を対象とした渡航禁止
  - 制裁対象者の主要執行役員（オフィサー）その他の類似の地位にある者に上記を含むこれら二次制裁を科すこと

## イラン

本法では、主にイランの弾道ミサイル実験を受けて、イランの防衛部門及びイスラム革命防衛隊（Islamic Revolutionary Guard Corps（以下「IRGC」といいます。））を対象として、新たな制裁を科しています。

9. **資産凍結及びテロ関連制裁。** 本法は大統領が、「イラン政府の弾道ミサイル計画にかかるイラン政府の活動に著しく貢献する活動」又は大量破壊兵器の開発、展開又は整備のための計画に故意に携わる米国民及び外国人に対し、資産凍結制裁（非米国民に対しては渡航禁止）を科すことを求めています。大統領は「戦車、装甲戦闘車両、大口徑大砲装置、戦闘機、戦闘ヘリコプター、戦艦、ミサイル若しくはミサイル装置、又は、スペア部品を含む関連資材」をイランに対して「供給、販売又は譲渡する」米国民及び外国人に対しても、資産凍結制裁（非米国民に対しては渡航禁止）を科さなければなりません（大統領が、国家安全保障上の利益を考慮した免責を行うことは認められます。）。
- 本法は、上記の兵器等の使用を援助する「技術トレーニング、財源、金融サービス、助言」及び他のサービスを故意に提供する者に対しても同様の制裁を科すよう大統領に求めています。本法の制定か

ら90日後に、大統領令第13224号に基づき、IRGC及びその「職員、代理人又は関連団体」に対して、テロ関連の制裁を科すことが義務付けられています。なお、IRGCとの多額の取引については、既に、非米国民を米国の二次制裁の対象とすることができるものとされてきており、これは、2016年1月のイランとの核に関する合意の実施以降もなお撤廃されることなく現在に至っています。

## 北朝鮮

米国下院は、主に2017年7月4日に行われた北朝鮮の大陸間弾道ミサイルの実験成功を受けて、本法成立直前に、北朝鮮関連の制裁を本法に追加しました。本法は、国務長官に対し、制定後90日以内に、北朝鮮がテロ支援国家と見られるかについての判断を米国議会に報告するよう求めるなどの規定を置いています。

**10. 指定権限及び人権条項の追加。**本法は、2016年北朝鮮制裁及び政策強化法（以下「[NKSPA](#)」といいます。）に基づき大統領が科すべき資産凍結措置の対象者を拡大します。追加対象者には、それと知りながら北朝鮮から一定の貴金属を調達する者、北朝鮮に対してロケット、航空燃料又はジェット燃料を販売又は譲渡する者、指定された北朝鮮の船舶又は航空機に燃料又は補給品を供給する者、北朝鮮政府が所有又は管理する船舶に対して保険サービスを提供する者、北朝鮮の金融機関にドル口座を有する者が含まれています。

- 本法はまた、NKSPAに基づく制裁対象指定に関する大統領の裁量を拡大しており、追加された対象者には、それと知りながら、北朝鮮政府から石炭、鉄、鉄鉱石を購入する者、北朝鮮から多量の繊維製品を購入する者、大量の原油、コンデンサート、石油製品又は天然ガス資源を北朝鮮政府に販売又は譲渡する者が含まれます。人権関連条項に基づき、本法は、北朝鮮の労働者が製造したほとんどの物品が米国に入ることを禁止するとともに、それと知りながら北朝鮮の労働者を雇用するほとんどの者に対して制裁を科すことを認めています。
- これらの新たな北朝鮮関連の制裁により、今後数週間で中国にて指定される当事者が増加する見込みです。

---

本クライアントアラートにご質問がありましたら、下記本クライアントアラートの著者又は通常ご連絡させていたいただいている当所の弁護士にお問い合わせください。

**Les P. Carnegie**

les.carnegie@lw.com  
+1.202.637.1096  
Washington, D.C.

**William M. McGlone**

william.mcglone@lw.com  
+1.202.637.2202  
Washington, D.C.

**Robert E. Sims**

bob.sims@lw.com  
+1.415.395.8127  
San Francisco

**Eric S. Volkman**

eric.volkman@lw.com  
+1.202.637.2237  
Washington, D.C.

**Annie E. S. Froehlich**

annie.froehlich@lw.com  
+1.202.637.2375  
Washington, D.C.

**Elizabeth Annis**

elizabeth.annis@lw.com  
+1.415.395.8007  
San Francisco

**Jennifer Kendrex**

jennifer.kendrex@lw.com  
+1.202.637.2292  
Washington, D.C.

下記のクライアントアラートもご覧ください。

[German Government Increases Foreign Investment Oversight](#) (英語のみ)

[Cuba & Trump: What the Changes Mean](#) (英語のみ)

[Among Final Actions, Obama Administration Suspends Core of US Sanctions Against Sudan](#) (英語のみ)

[US Department of Justice Guidance Seeks to Encourage Voluntary Self-Disclosure of Export Controls and Sanctions Violations](#) (英語のみ)

---

*Client Alert* is published by Latham & Watkins as a news reporting service to clients and other friends. The information contained in this publication should not be construed as legal advice. Should further analysis or explanation of the subject matter be required, please contact the lawyer with whom you normally consult. The invitation to contact is not a solicitation for legal work under the laws of any jurisdiction in which Latham lawyers are not authorized to practice. A complete list of Latham's *Client Alerts* can be found at [www.lw.com](http://www.lw.com). If you wish to update your contact details or customize the information you receive from Latham & Watkins, visit <http://events.lw.com/reaction/subscriptionpage.html> to subscribe to the firm's global client mailings program.

クライアントアラート (Client Alert) は、レイサム アンド ワトキンスがクライアント及び関係者へのニュース配信サービスとして発行しているものであり、法的アドバイスを行うことを意図したものではありません。本書のテーマについての詳細な分析又は説明が必要な場合には、通常ご連絡いただいている当事務所の弁護士へお知らせください (当事務所の弁護士が資格を有しない法域の法律事務につき勧誘するものではありません)。レイサム アンド ワトキンスが発行したクライアントアラートの一覧は、[www.lw.com](http://www.lw.com) からご覧ください。お客様のご連絡先やレイサム アンド ワトキンスから受け取る情報について変更をされたい場合には、<http://events.lw.com/reaction/subscriptionpage.html>にて、当所のクライアントマーケティングプログラムにご登録ください。